船舶インシデント調査報告書

令和４年１１月３０日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和３年９月４日　１６時１５分ごろ
発生場所	愛知県田原市伊良湖岬北北西方沖 伊良湖岬灯台から真方位３３２°　１.５海里付近 （概位　北緯３４°３６.１′　東経１３７°００.１′）
インシデントの概要	プレジャーボートシークイーンⅢは、航行中、両舷主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和３年１０月１４日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	 プレジャーボート　シークイーンⅢ、１０トン ２４０－２０１０５神奈川、個人所有 ディーゼル機関（２基）、船内機、４サイクル、出力１１７.６８kW（／基）、回転数毎分３,２５０、６気筒、ボア９２㎜、使用燃料軽油、昭和６２年１月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気　雨、風向　東南東、風力　３、視界　不良 海象：波高　約１.３ｍ
インシデントの経過	本船は、回航業者の船長ほか２人が乗り組み、回航の目的で阪神港から神奈川県横須賀市横須賀港に向けて航行中、天候が悪くなったので田原市伊良湖港に避難しようしていた際、両舷主機が停止して始動できなくなったので、船長が１１８番通報し、巡視艇にえい航されて伊良湖港に到着した。 両舷主機は、本インシデント後、機関整備業者により、燃料タンクに結露等で溜まった水が燃料系統に混入していたことが判明し、燃料タンク、１次こし器及び２次こし器から水を除去して復旧した。
分析	本船は、燃料タンクに結露等で溜まった水が燃料系統に混入したことから、両舷主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、燃料タンクに結露等で溜まった水が燃料系統に混入したため、両舷主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、燃料系統に結露等を生じて水分が混入することがあるの

	で、定期的にドレン抜き及びこし器の水の除去を行うとともに、燃料系統の清掃を行うこと。